平成２７年（フ）第１２９１号
横浜市栄区笠間５丁目17番16号
債務者　古橋　有紀
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０７号
釧路市文苑３丁目39番19号　カルム201号室
債務者　齋藤　寛土
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１２７号
釧路市緑ケ岡２丁目15番９号
債務者　藤岡　ゆい（旧姓串田）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続廃止

平成２７年（フ）第７７５号
福岡市博多区中洲３丁目５番13号
破産者　有限会社大葉
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６６１号
福岡市博多区堅粕４丁目１番５号６Ｆ
破産者　株式会社オーファ
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６６６号
福岡県福岡市中央区大名１丁目１番９号
破産者　株式会社ビズビー
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７１３号
福岡市中央区平尾４丁目４番22―1206号、商業登記簿上の本店所在地千葉市中央区新町４番６
破産者　株式会社ラヴィアン
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１０号
愛媛県松山市勝岡町38番地１
破産者　株式会社蟹王
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止の取消決定確定等

平成２７年（ソラ）第３００７号（原審名古屋地方裁判所平成２７年（フ）第７１７号）
名古屋市北区若鶴町175番地　サングリーンハイツ丹羽103号
破産者　万菊こと　大野　謙二
上記破産事件について、下記２のとおり取消決定が確定したので、併せて３ないし６の事項を定める。
1　主文　原決定主文（破産手続廃止決定）を取り消す。
2　決定確定日　平成27年８月７日
3　破産管財人　弁護士　春馬　　学
4　破産債権の届出期間　平成27年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月４日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２７４８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒111番地52
破産者　株式会社活機苑
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２９号
広島県福山市南手城町４丁目14番22号
破産者　株式会社パルコ
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１４６号
仙台市若林区伊在字東通15番地
破産者　株式会社中央サッシセンター
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２００８号
横浜市西区中央２丁目41番23号
破産者　有限会社伊藤商店
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８号
熊本市北区大窪１丁目１番５号
破産者　東亜クリーニング株式会社
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２６３７号
東京都墨田区東向島４丁目４―10、開始決定時の住所東京都板橋区小豆沢３丁目９―１―406
破産者　松原　　剛
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６９７号
東京都新宿区新宿５丁目12番15号
破産者　株式会社Ｙ．Ｏ．Ｋ．オーバーシィーズ
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００号
北海道小樽市花園３丁目３番６号
破産者　有限会社イタリックデザインズ
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２９１７号
東京都杉並区天沼３丁目２番２号
破産者　株式会社ＢＡＳホールディングス
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部